

Title	刑事施設のPFI化における経済的効率性に関する一考察
Sub Title	A study on economic efficiency of PFI in prison
Author	宣, 善花(Seon, Seon Hwa)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内 『法学政治学論究』 刊行会
Publication year	2013
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.99, (2013. 12) ,p.105- 131
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20131215-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

刑事施設のPFI化における 経済的効率性に関する一考察

宣 善 花

- 一 問題の所在
- 二 PFI化によるVFMの追求
 - (一) 刑事施設における経済効果
 - (二) バリユー・フォー・マネー(VFM)の追求
- 三 コスト削減と経済的利益
 - (一) 契約による国の予算削減効果
 - (二) 企業に対する利益
 - (三) 地域社会への波及効果
- 四 運営における効率性の追求
 - (一) 対象者の範囲
 - (二) 収容率の低下
 - (三) 効率的な保安・警備
 - (四) 人件費の削減
 - (五) 公共サービス法に基づく刑事施設の委託
- 五 今後の民間委託の在り方

一 問題の所在

現在、日本においては、PFI手法を用いた刑事施設が四ヶ所（美祿・島根あさひ・喜連川・播磨社会復帰促進センター、以下、各センターとする）、市場化テストにより運用されている既存の刑事施設が三ヶ所（静岡・黒羽・笠松）⁽³⁾ある。これらの刑事施設では単年度契約により委託されていた従来の委託方式をとらず、処遇や警備業務といった今までは民間に委託できなかった分野においても七年から一五年〜二〇年と長い期間、幅の広い民間委託が行われている。⁽⁴⁾特にPFI刑務所に関しては、SPCという特別目的会社が官と一緒に刑務所運用に係るということで注目が集められている。

刑事施設の民営化は過剰収容の解決策、コスト削減、民間のノウハウ活用等で説明される。確かに、四ヶ所の新しい刑務所が開所されたことで、全体の収容率は増加し、平成一四年以降もつとも深刻であった過剰収容対策として一定の効果が得られた。また、過剰収容に起因した職員の不足に関しても民間企業の職員が大きく増員されることとなった。さらに、今まで表に現れることの少なかった刑事施設の運営に民間が加わることで、刑事施設の透明性が図られ、また民間のアイデアを最大に活用することで、効率性が高められたこともPFI刑務所が持つ意義であろう。反面、民営化の効果についてはまだ明確にされていないものも多く存在しており、特に、コスト削減に関しては、刑事施設の民営化が進んでいる諸外国においても明らかにされておらず、本当にコスト削減ができるのかについては疑問がある。果たしてPFI刑務所において期待されているコスト削減という経済効果は本当に得られているのか、またコスト削減が得られているとしたらそれはどの部分なのか。さらに、経済的効率性をあげるためにはどのような運用が望ましいのか。これらの経済的効率性について検討することは、刑事施設の民営化がこれからも進むことが予想

される今だからこそ、大きな意味を持つのであろう。⁽⁶⁾

本論文では、まず、刑事施設において考えられてきた経済効果とPFIの基本原則であるバリュー・フォー・マネー（以下、VFMとする）がPFI刑務所においてはどのように求められるのかについて検討する。また、刑事施設のPFI化により求められたコスト削減効果はどの部分であるかを確認した上、最後に経済的効率性を追求するための運用の在り方について考察を行う。

二 PFI化によるVFMの追求

(一) 刑事施設における経済効果

刑事施設の機能は「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（平成一七年五月二五日法律第五〇号）第三条に「刑事施設は、次に掲げる者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設とする」と定められており、受刑者を収容するだけでなく、収容された者に対し必要な処遇を行う施設であることを明らかにしている。⁽⁶⁾ また、同法第三〇条には受刑者の処遇により社会復帰させることが明記されており、⁽⁷⁾ 刑事施設である以上、もっとも追求すべきなのは受刑者の処遇による「人材の再生」であることには議論の余地がない。PFI刑務所の基本構想においては、「国民に理解され、支えられる刑務所」を整備するという基本理念の下、国民・地域との共生による運営を目指すことが挙げられている。⁽⁸⁾ また、「民間にできるものは民間に」という経済社会の構造改革の方針に従い、刑務所という治安インフラの整備・運営にも民間の資金、ノウハウ等を活用し、官製市場の開放による雇用創出、経済効果をもたらしことが挙げられている。しかし、刑事施設である以上、そこは受刑者を処遇する場所であり、その意味において

コスト等、PFI方式ならではの目標は副次的な問題に過ぎない。PFI刑務所においても、徹底した矯正教育を行い、早期に社会復帰できるよう「人材の再生」を行うという経営理念を掲げている。⁽⁹⁾

一方、犯罪は法規範に違反する行為であり、多くの場合は社会の倫理規範にも反するものであるから、犯罪のコストの側面を考慮するだけで、犯罪に対する態度や政策が決定されるものではない。しかし、犯罪は社会とその構成員に対して非常に重い経済的負担をかけており、犯罪に関する経済的要素を無視して、犯罪に対する一般的政策や具体的対策を決定することは不可能である。⁽¹⁰⁾

従来の刑事施設の経済的問題としては、受刑者の収容費を刑務作業の収入によりいかに償却できるかという問題に限られていたように思われる。⁽¹¹⁾ 刑事施設での刑の執行や受刑者の処遇は、たとえ運営が赤字であっても行われなければならないことが大前提であり、刑務所運営においてコストというのはさほど重要視されてこなかったであろう。

PFI刑務所が始まったことにより、コスト削減という経済効果は全面的に期待される要素となった。PFI刑務所においてはPFI事業の一つとして捉えることで、従来の刑務所とは異なる一定のコスト削減の効果が期待されるようになったのである。

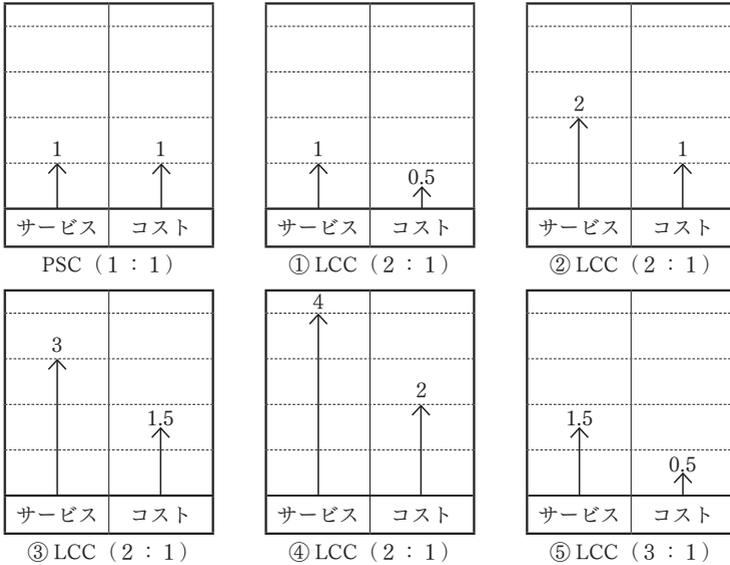
一方、刑事施設の民営化による経済効果に関しては、諸外国の例をみても明らかにされておらず、必ずしも民営刑務所の方が安価で質の良いサービスを提供できているとはいえないようである。刑事施設の民営化がもつとも進んでいるアメリカの場合、州によってはコスト削減を条件としているところもあり、コスト削減が矯正施設の民営化を維持する上での生命線となっているようであるが、民営化が矯正施設のコスト削減につながるかどうかについては争いがある。⁽¹²⁾ 民営刑事施設と公営刑事施設の間の効率性を比較するために関連の先行研究に対してメタ分析を行った最近の研究においては、矯正費用は民営矯正施設が二・二%ほど少なかったが、処遇の質は一般の矯正施設の方が良いという報告がある。⁽¹⁴⁾

韓国の非営利刑務所であるソマン刑務所の場合は、収容者一人当たりの収容経費を民営刑務所収容定員に乗じて算出された金額の九〇％を国家で支給することにしており、国としては一〇％の予算削減効果を得ている。しかし、残りの一〇％に関しては矯正法人の収益事業と寄付金で充当する予定であったが、事実上、矯正法人は収益事業を行う事はできず、寄付もまた活性化されていないことから、資金運用が厳しい状況であるという¹⁵⁾。以上のように、民営化を進めるだけで直ちにコスト削減効果に繋がるわけではなく、たとえ効果が得られたとしても、予想より少ない効果に留まっている状況といえよう。

(二) バリュース・フォー・マネー (VFM) の追求

PFIの基本原則は、VFMの追求である。¹⁶⁾「PFI法」第八条では、「公共施設等の管理者等は……(省略)……民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価(当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む)を行い、その結果を公表しなければならない」とし、事業者の選定に際し、VFMの評価を行うことを規定している。VFMを評価する要素としては、事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値である「支払」と、公共施設等の整備等によって得られる公共サービスの水準である「サービスの価値」がある。同一の公共サービス水準の下で評価する場合、公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値 (Public Sector Comparator: PSCという) とPFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値 (PFI事業のLCC: Life Cycle Costという) との比較により行う。PFI刑務所のように、受刑者の処遇等において民間のノウハウを積極的に取り入れる等、国が自ら実施した場合と公共サービス水準を同一に設定していない場合においては、PSCと「PFI事業のLCC」が等しくても、また「PFI事業のLCC」がPSCを上回ったとしても、その差を上回る公共サービス水準の向上がPFI事業において期待できれば、PFI事業の側にVFMがあ

【図1】PSC及び「PFI事業のLCC」の比較



の内閣府PFI推進委員会が公開している「VFMに関するガイドライン」⁽¹⁹⁾によれば、②の場合もVFMがあるといえるが、PFI刑務所の場合は従来よりもコストを削減することが目標であるため、②のような契約は想定し難い。さらに、ガイドラインにおいては、「PFI事業のLCCがPSCを上回っても、その差を上回る公共

だろう。⁽¹⁸⁾ PFI刑務所の開札の際に入札価格が予定価格の範囲内であるかを確認し、すべての入札参加者の入札価額が予定価額を超えている場合は、再度入札を行うこととした事情から考えると、入札時に期待されているのはサービスが一以上であって、予定価額以内にコストが留まっている、①、②または⑤のようなものが想定されていた

るといえる。⁽¹⁷⁾ すなわち、①今までと同じ水準のサービスをより低いコストで提供する場合、または、②今までと変わらないコストで、より質の高いサービスを提供する場合であれば、VFMがあると評価できる。従来サービスとコストを一对一と考えると、①と②の場合は【図1】のように表記することができる。

サービス水準の向上がPFI事業において期待できれば、PFI事業の側にVFMがあるといえる」とされており、これは【図1】の③や④と表すことができる。しかし、この場合においてもサービス質が高い評価を得たとしてもコスト削減には繋がらず、また上記したように予定価額の範囲内で収まることを予定したPFI刑務所事業において③、④の場合はないと考える。実際、美祿センターの場合、落札に至らなかった「NTTデータ・宇部興産グループ」は価額とともに評価される事業提案審査の点数が他の二グループと比べ低かったものの、入札価格が入札価格の予定金額より高い金額であったことが、落札に至らなかったもともと大きな原因であったと思われる²¹⁾。結果として、落札に至ったグループはすべて予定金額を下回っており、かつ、サービスの質においても従来の内容よりも高いことが期待されるグループが選ばれている。以上から考えると、現在四ヶ所あるPFI刑務所においては、価格は予定価格より少なく、サービスは従来以上のものが期待される⑤が一番近いものと考えられる。

PFI事業のVFMを評価する際、VFMの源泉の要素を何とみるかによってその評価が大きく変動され得る。特に、バリュー(V)の部分はリスクの適切な分担、組み合わせのメリット、早期実施による便益の向上等が挙げられ、²²⁾ 定量化することは容易ではないが、だからこそVFM評価において重要な部分であるといえよう。

PFI刑務所の場合においても、審査の際、リスクの管理計画、財務計画等に一定の点を配している。また、地域特性に配慮した施設計画、作業、教育等においても民間のアイデアやノウハウが活用されることが期待されており、価額だけではなく様々な提案が加点項目として評価されている²³⁾。刑事施設の根幹となる処遇効果もVFMのバリュー(V)の部分と評価され得るが、事業開始段階でのVFM評価としてはその可能性のみが評価されるに過ぎない。

また、処遇効果に関して処遇プログラムの開発やその利用のやり方次第では、今後の受刑者処遇のコストに関して国が不利益を被る可能性がある。たとえば、企業が受刑者処遇プログラムを開発すると、そのアイデアは企業の所有になり、それを売ることによって利益を得ることができる²⁴⁾。さらに、そのアイデアは有料で利用するので、他の刑務所がそ

の処遇プログラムを利用する場合、国側としてはかえってコストがかかってしまう恐れがある等、バリュウ(V)がマネー(M)に変わる可能性がある。

処遇効果を含めたバリュウ(V)要素を評価するためには事後的評価を行うことが望ましいと考える。現在、PFI刑務所の各事業においてはまだ事業開始段階でのVFM検証しか行われていないが、民営委託の効果を明らかにしていくためには、たとえば事業期間中の数年ごと、もしくは事業終了時に事後評価を行うことが必要であると考える。事後の評価の内容としては、まず、バリュウ(V)要素に関しては、処遇を実施した結果、どのような効果が得られたのか、マネー(M)要素においては契約金額と比較して予算削減効果は本当に得られていたのか等が挙げられよう。さらに、上述したようなバリュウ(V)がマネー(M)に変わった部分はあるのかなど、事前段階、事後段階のVFM評価を比較した上、今後の民間委託の方向を考える必要がある。

三 コスト削減と経済的利益

(一) 契約による国の予算削減効果

PFI刑務所の整備・運用において国は予算を節減することができたとする(以下【表1】を参照)。BOT(Build-Operate-Transfer)方式の美称及び島根あさひセンターにおいては、本事業に係る国庫債務負担行為の契約限度額として認められた金額と比較して各八・五%、一〇%の予算削減効果があるとする。また、O(Operate)方式である喜連川及び播磨センターにおいては各三・五%、二・四%の削減効果があるとされている。

ただし、PFI事業は「総合評価型一般競争入札」方式が採用され、金額と一緒にサービスマネージメントも評価されたため、

【表1】PFI 刑務所の契約金額及び予算削減効果

	契約金額	予算削減効果
美称センター	約 517 億円	約 48 億円 (8.5%削減)
島根あさひセンター	約 922 億円	約 103 億円 (10.1%削減)
喜連川センター (黒羽の一部)	約 387 億円	約 14 億円 (3.4%削減)
播磨センター (加古川の一部)	約 247 億円	約 6 億円 (2.3%削減)

(法務省「官民協働による刑務所の整備・運営事業」の各刑務所のPFI事業を元に作成)

経済効果だけを評価しているわけではない。実際、喜連川及び播磨センターの事業者選定において、落札に至らなかったグループの中では落札された企業の価格より安い価額を示した企業があったにもかかわらず、提案内容評価が低いとの理由で採用には至らなかったという経緯があり、金額とサービスのバランスを判断した上で落札を決めていることが窺える。

しかし、なぜ、国による運営より民間との契約による運営のほうがコストダウンされ、しかもよいサービスが期待できるのだろうか。考えられるものとしては、市場競争原理といったものや流通、複数年契約等があるが、刑事施設の運用において約七割が人件費であることから考えるとPFI刑務所に関しても人権費の削減によるものが大きいのではないかと思われる。人件費に関しては後述することにする。

(二) 企業に対する利益

PFI刑務所は多くの企業によって運用されており、企業は刑務所を運営することにより利益を得るという主たる目的を持っている。「PFI法」第一条以下においては、選定事業に対する特別の措置に関する規定を設け、参加する企業の負担に配慮した措置が取られている。国庫債務負担行為の年限に対し、財政法の特例措置を認め三〇年を上限とすることができること、また民間事業者の資金調達に関し、無利子貸付け等の優遇措置を講ずることができること、さらにPFI刑務所のようなBOT方式のサービス購入型のPFI事業については、民間が所有する資産に係る固定資産税、都市計画税及び

不動産所得税を二分の一に減免する等の処置が取られている。

企業は刑務所のPFI事業を社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)という中で捉えているようであるが、⁽²⁷⁾ それにしても赤字を出してまで社会的責任を負うわけにはいかないだろう。しかし、企業の収入は契約金額のみであり、PFI刑務所の作業収入は国庫に入るため、企業の収入源とはならない。今のところ違約金が発生したことはないというが、モニタリングの結果からは、違約金を支払うことで利益が減ってしまうことに対する不安があるという。⁽²⁸⁾ 赤字が続いてしまっただけは一五年あるいは二〇年後契約更新の際に手を挙げなくなる可能性も十分にある。再契約の際、企業が参加しなくなった場合、国は委託をやめることができないため、外国企業の参入を認めるような状況も考えられなくはない。実際、受託企業は要求水準を満たすための業務量が想定以上に膨らんでいることに頭を抱えているように、いくら再犯防止を行っていても、収益性が極端に低いとやる気をそがれるとし、収益があつて初めて存在意義がある民間企業であることを指摘している。⁽²⁹⁾

一方、企業の独占現象が起り得ることを考えなければならぬ。アメリカにおいていくつかの大手企業によってほとんどの民営刑務所が運営されている状況があるが、⁽³⁰⁾ アメリカのような独占現状が日本では起こらないとはいえない。独占になると長期的にみて独占企業の利益は増加することになり、国は新たに参入する企業がないことから独占企業に頼らざるを得なくなる可能性がある。民間のアイデアやノウハウに関しても限界が来るかもしれない。独占まではいかないとしても一五年後セコムやアルソックのように刑事施設運営のノウハウを持っている企業はいるのだろうか。

もともと、国は刑務所の委託主体として非営利団体でなく、一般企業を選択し、私人である企業が刑務所の運営により利益を得ることを認めており、しかも特別な措置までもが用意されている。しかし、刑の執行において私人である企業が利益を得ることが果たして正当なのかについてはまだ議論が終わっていないように思われる。⁽³¹⁾

(三) 地域社会への波及効果

地域社会における経済効果については、それが単なる刑務所誘致によるものか、それともPFI手法によるものを区別して評価しなければならない。職員と家族が地域に居住することで人口は増え、地域の物質が消費されることで地域が活性化された側面がある。また、地方税が増えることも含め、一定の経済効果が出ていると評価できよう。⁽³²⁾

しかし、住民人口の増加に伴い純増する地方交付税の増加は、刑務所が設立されることにより当然に得られる地域への波及効果であるため、PFI手法を取り入れることによるコスト効果ではないことに注意が必要である。もつとも、地域社会における経済効果はPFI事業の契約において付随的な効果に過ぎず、VFM評価にも含まれない。

四 運営における効率性の追求

(一) 対象者の範囲

PFI刑務所における対象者はコストとの関係においてどのような影響をもたらすだろうか。PFI刑務所に収容される被收容者は、刑事施設への収容が初めてで犯罪傾向が進んでないA指標受刑者を対象としており、比較的処遇しやすい受刑者が集められている。⁽³³⁾ 集団生活に順応できる処遇しやすい受刑者はそうでない他施設の受刑者に比べて職員の負担が少なく、保安・警備等においてもリスクが少ないと思われる。保護室に収容される者や懲罰を与える受刑者がB指標刑務所等より少ないことは容易に想像できることであり、このような突発的な事故が少ない状況はコストの安定に繋がるのであろう。⁽³⁴⁾

また、PFI刑務所の被收容者は心身に著しい障害がないことや老衰が認められる高齢者ではないこと、社会復帰の可能性が高い者であることから健康状態が比較的良い者が集まっている。被收容者の診療費や投薬費はPFI事業費の中に含まれているが、このような医療に関する費用は近年の精神・知的障害のある受刑者や高齢受刑者の問題を考えると、他の施設より圧倒的に少ないと思われる。さらに、最近では外部医療や入院治療が増えており、職員の負担増加に繋がるとの問題があるが、PFI刑務所の場合、外部における医療費用は国が払うことになるので、もし外部入院があったとしても医療費や職員負担に関する企業のリスクは少なく、上述したのと同様に、コストの安定というメリットがある。

しかし、バリュウ(V)の側面から考えると、再入者や準初犯等、刑務所入所経験があっても、PFI刑務所において従来とは異なった処遇を行うことで更生や社会復帰の可能性がより期待できると思われる。また、再犯者の中には万引き等、軽微な犯罪を繰り返す者も含まれるが、この場合は保安・警備面においても比較的风险が少なく、十分対象になると思われる。さらに、犯罪傾向が進んでいる受刑者や長期受刑者の場合であっても、保安・警備上の問題は考慮すべきであるが、処遇の必要性から考えれば、PFI刑務所を十分利用できる⁽³⁶⁾と考える。

(二) 收容率の低下

充足率もコストに大きな影響を与える要因である。收容人数により国が支払う金額が変わるわけではないため、PFI刑務所の收容人員が定員を下回っている場合、国としては定員を満たすことで、最大の利益が得られるように努めなければならない。現在の充足率は【表2】のとおり九〇%を下回っているが、いくらコストが安くなったとはいえ、残りを多く支払っている状態にあるといつてよく、PFI事業における「より適正な価格」⁽³⁷⁾が実現されたとはいえない状況である。

【表2】PFI刑務所の収容定員、1日平均収容人員収容率

	収容定員	1日平均収容人員	収容率
美祿センター	1,000人*	853人	約85%
島根あさひセンター	2,000人	1,464人	約73%
喜連川センター	2,000人	1,602人	約80%
播磨センター	1,000人	830人	83%

*平成23年10月から女子受刑者の収容を300人増やしたため、現在の収容定員は1300人である。(政府統計の総合窓口ホームページの2012年次矯正統計を元に作成)

【表3】新受刑者と初入者及び初入者の割合

	新受刑者	初入者	初入者の割合
平成19年	30,450人	14,863人	約48.8%
平成20年	28,963人	13,347人	約46.1%
平成21年	28,293人	12,775人	約45.2%
平成22年	27,079人	11,874人	約43.8%
平成23年	25,499人	10,865人	約42.6%
平成24年	24,780人	10,275人	約41.5%

(政府統計の総合窓口ホームページの2012年次矯正統計を元に作成)

PFI刑務所は収容者人数に対するコスト計算は行われていないため、充足率一〇〇%で計算したのであれば、約八〇%という現在の充足率は国にとって余計なコストを支払うことになり、契約金額が充足率約八〇%で計算したものであれば、現在の充足率は妥当であり、コストの削減は確かなものであると評価できよう。しかし、今の充足率が決して満足するような状況ではないことはすでに指摘されており、予想していた充足率ではないことは明らかであろう。⁽³⁸⁾

このように収容率が満たされていない場合、食料費や光熱水料、備品等、実際の収容人員数によって変動が大きい項目の場合、国は余計なコストを支払っている可能性がある。

実際、収容人員が収容定員に達していない状況が続いていて、事業費の算定の基となつている予定収容人員と実際の収容人員との間には大きな差が生じていた。しかし、契約書においては実際の収容人員が予定収容人員に満たない場

合の減額については取り決めがなされておらず、実際の収容人員が予定収容人員を下回っているのにもかかわらず、食材費を減額することなく事業費を支払っていた。会計審査会は実際の収容人員が予定されていないため、食材費が過大に支払われている状態が見受けられたとし、合理的な範囲での食材費を支払うことを講じた。⁽³⁹⁾この指摘を受けた法務省は本院指摘の趣旨に沿い、実際の収容人員に応じた適切な食材費の支払いを行うこととなるよう、平成二四年三月に各受託事業者と覚書を取り交わした。そして、同年四月から、四半期ごとに、実際収容人員が予定収容人員の八割を下回ることとなった場合には、合理的な範囲で減少した費用として、その八割を下回った人員分の食材費に相当する額を事業費から減額して支払うこととする等の処理を講じている。⁽⁴⁰⁾なお、公共サービス法を利用している静岡、笠松、黒羽刑務所における委託契約においては、食料費等の一部分においては実績に応じて清算払いで支払うこととされている。⁽⁴¹⁾

各センターの契約の際には過剰収容状態であったため、収容人員が満たされない場合が考慮されなかったであろう。今回の対応については企業も収容人員が満たされないことによる収益は予定してなかったであろうから、幸いにも妥協点が見つかったと思われる。しかし、このような契約の変更は企業側の収益の安定を損なう恐れがあり、企業の負担を大きくする要素になり得る。契約書において、事業費は、維持管理・運営業務等に係る一切の対価とされ、一体の評価として支払われることとされているが、今後再契約となると、業務ごとの内訳、明細等を明らかにする必要が出てくるかもしれない。また、今回、妥協点が見つかるまで苦労していた痕跡が窺われ、⁽⁴²⁾事業運営において安定性を欠くことになると考えられることから、今回のような契約変更が繰り返されることは望ましいことではない。最新の施設や民間のノウハウが生かされた斬新なプログラムを用意しているPFI刑務所であるからこそ、より広くその恩恵が分配されるよう、予定していた収容人員を満たすような方向がより望ましいのではないかと思われる。少なくとも、収容人員によって変動できる仕組を持っていない現在の契約内容から考えれば、効率性を追求するためには

収容人員を満たす努力が必要であろう。

しかし、収容定員を満たすには、現在の対象者の選定基準が厳しいものであるため、収容者の確保に当たって障害となっていることも事実である。たとえば、美祿センターの女子受刑者を除き、PFI刑務所においては初入者のみを収容するという基準を設けているが、【表3】のとおり、新受刑者の内、刑務所の収容が初めてである初入者の割合が明らかに減少傾向にあることが分かる。

初入者の割合が少なくなり、対象者の選定母数が今までより少なくなると、収容定員を満たすことはさらに難しくなる可能性があるろう。食材費が実際の収容人員を考慮するようになったことにより予算削減効果は得られたとはいえ、施設を利用する収容者が少ないということは、VFMの評価要素の「サービスの価値」が最大に発揮されたとはいえない状況である。VFMを最大に達成するために収容定員を満たすことは最低条件であると思われる。

美祿センターにおいては収容人員を五〇〇人から八〇〇人に増やす際に、「執行すべき刑期が一〇年以上であったとしても残刑期が五年以下であり……(省略)」とし、執行すべき刑期が一〇年以上と長くても、残刑期が五年以下であれば移送ができるように変更した。他のPFI刑務所では、執行すべき刑期が六年、あるいは八年以内であることが基準となっているが、美祿センターと同じく、刑期が一〇年以上であっても収容できるようにすることが考えられる。また、現在の基準では残刑期が一年以上であることが要件となっているが、PFI刑務所に適した処遇プログラム等があれば、刑期が一年未満であっても収容できるようにする等、収容率を満たすための工夫が必要であろう。⁽⁴⁸⁾ もっとも、上述したような再入者や準初犯等も収容することで、より高い効率性が期待されよう。

(三) 効率的な保安・警備

PFI刑務所における保安・警備は民間のノウハウがもつとも発揮された部分のひとつとして評価される。民間の

技術を利用することで独歩が可能となり、塀の代わりに、センサーを利用する等、最新警備システムが利用されている。⁽⁴⁴⁾ 上述した職員の削減に関してもこのような民間のノウハウがあったから可能になったという面が大きく、技術の活用と人員がうまく調節できているといえよう。

一方、PFI刑務所はA指標受刑者の施設であるという限界がある。PFI刑務所において被收容者が独歩できるということを企業のノウハウを利用したとして評価することができるが、リアルタイムで位置追跡ができるとしても犯罪傾向が進んでいるB指標受刑者や再入者にそのまま利用できるかとすれば、疑問が残る。

しかし、たとえば、施設内で自由度が高いとされる女子刑務所や少年院等においては、⁽⁴⁵⁾ このような最新警備システムを利用することができると思われる。また、B指標刑務所や刑期が長く、かつ、犯罪傾向が進んでいる受刑者を收容するLB施設においても、一定の職員数を維持する等の条件があれば、処遇の一環として、独歩できるシステムを利用することも可能と考える。PFI刑務所から得られた効率的な保安・警備のこのような利用は、刑事施設全体において効率性をもたらすだろう。

(四) 人件費の削減

国は刑務所の建設や運用を企業に委託することによって、一五〇億円以上の経済効果が見込まれている。利益を取らない国の運営より、利益を取る企業による運営が安価になっているのはなぜなのか。契約期間が長期であること、物を安く仕入れる企業のノウハウ等がコスト削減に繋がることが考えられるが、それだけで一七・一億円という強大な利益を創出しているとは考えられない。なぜなら、刑務所運営の約七割は人件費であり、⁽⁴⁶⁾ 残りの約三割の中でこれだけの利益を得ることはそう簡単ではないように思われるからである。

結局、従来の刑務所建設及び運営に比して、美祿センターで約八・五%、島根あさひセンターで一〇・一%の経費

【表 4】喜連川センターにおける職員数の比較⁽⁵¹⁾

	国 職 員 人		民 間 職 員
	国職員のための運営	委 託 運 営	
総括業務責任者	1	1	2
総 務	8	4	12
維持運営	10	8	22
収容関連サービス	20	0	46
警 備	229	202	48
作業・職業訓練	30	3	36
医療業務	11	0	4
教 育	11	5	6
分 類	12	6	4
そ の 他	26	22	0
計	358 人	251 人	180 人

削減が可能とされた理由は、施設整備及び維持管理の局面における成果を別とすれば、施設運営に必要な職員数を可能なかぎり民間に割り振り、また、本来的に国が行うべき業務の職員数を、警備を中心に可能なかぎり削減させた結果にあるといえる。⁽⁴⁷⁾ 実際、島根あさひセンターにおいて、国が行った場合より一〇〇億円以上安いコストで維持・運用ができるのは人件費の圧縮によるものが大きいという。⁽⁴⁸⁾ このような人件費削減の原因として考えられるものとしては、職員の全体的な人数が減っているか、または民間の人件費そのものが安いこと等が挙げられる。

もともと、P F I 刑務所が導入された直接的な理由は過剰収容ではなく、職員の不足であったとされるが、⁽⁴⁹⁾ 実際に職員の負担が減っているかについてみると、P F I 刑務所の設置が必ずしも刑務所全体の過剰収容と職員不足の完全な解消には繋がらなかったことが窺える。美祢センターにおいては、他の女子施設と同様、職員確保の問題が発生しており、必要最小限の国家公務員たる職員しか配置されておらず、産前産後休暇、育児休業等による職員の欠員の問題が特に重要となっていると指摘している。⁽⁵⁰⁾

その理由としては、予定した職員定員が一人当たり受刑者四人と他の施設の負担率と大きく差のない設定になっていることが挙げられよう。受刑者が増えたことで民間の職員を増やしてはいるが、従来よりも職員が増えたわけではなく、従来の受刑者対職員の比率を維持できたに過ぎない。【表4】をみると国職員のみで運営する場合は三五八人が動員される反面、委託した場合は国職員（二五一人）及び民間職員（二八〇人）を合わせて四三一人と、七三人増加している。しかし、過剰収容により元々職員の負担が大きかったことを含め、民間職員の中にはパートタイムで働くものも含まれていると予想されること、また、給食等、一般施設においては受刑者が行っているようなものも委託されていること等を考えるとそれほど大きな増員ではないように思える。さらに、比率的に全体人数に変動が大きい分野は、総務、維持運営、収容関連サービス⁽⁵²⁾といたところで、受刑者との関係についての負担率が減少しているかについては疑問が残る。いづれにしても、人件費の削減といっても実際人件費のどの要因がコスト削減に繋がったのかを明らかにするには限界がある。

(五) 公共サービス法に基づく刑事施設の委託

PFI刑務所のほか、広い範囲において委託を行っているところは静岡、黒羽、笠松、加古川刑務所があるが、この中で加古川を除く三ヶ所は公共サービス法を利用して委託を行っている。このような委託の目的は、「刑事施設の運営に関する業務を民間競争入札の対象とすることにより、被収容者の矯正処遇に民間の創意工夫が発揮され、受刑者の再犯防止策の充実を図ることが可能となり、また、民間委託の拡充により、刑務官の負担を軽減し、全体として刑事施設における被収容者の処遇の質を向上させることが可能となり、その結果、公共の安全と秩序の維持を図るとともに、社会を保護し、公共の福祉を増進させること⁽⁵³⁾」である。静岡、笠松刑務所においては総務業務及び警備事業を、静岡、笠松と黒羽刑務所の三ヶ所においては作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務を平成二二年五月

一日から平成二九年三月三日まで約七年の間、民間委託を行っている状況にある。

委託費は四半期ごとに国から支払われるが、食料費、職業訓練促進費及び改善指導促進費に関しては成果分として定額分の委託費とは別に支払われる⁽⁵⁴⁾。これは、内閣府の入札管理小委員会において審議された結果である。審議においては委託費の支払い方法の論点として、民間事業者の努力によるサービスの質の向上が強く期待される事業については、委託費の増額措置（インセンティブ）の設定について積極的に検討すべきとされ、その対応として、職業訓練業務及び教育業務については、委託費の増額措置を設けることとしたのである⁽⁵⁵⁾。まず、食料費については、四半期ごとの実績に応じ、精算払いで支払い、当該四半期における各施設ごとの収容者の延べ収容人員に契約書に定める金額を乗じた額とする。また、職業訓練促進費及び改善指導促進費については、四半期ごとの職業訓練及び改善指導の実施時間数に応じて、職業訓練の実施に必要な経費として契約書で定める金額を四半期ごとに支払うものとしている。

このように食料費、職業訓練促進費及び改善指導促進費については事業費に含むことなく、実施状況により事業費とは別に支払われる仕組みになっていることは、PFI刑務所の契約と異なり、コスト効果を検討する際に注意すべき点である⁽⁵⁶⁾。このように委託費だけで事業を評価することは困難であり、国家の予算を含めた全体的なコスト計算が要求される。もともと、PFI刑務所は委託による事業費だけで運営されている訳ではなく、国の職員や医療費等、国家が負担する部分も多く存在する。

一方、バリュー（V）との関係でいうと、はたしてPFI刑務所から得られた効果がどこまで実現できるのかについては疑問がある。PFI刑務所の基本理念である「国民に理解され、支えられる刑務所」、すなわち、国民・地域との共生による運営を目指すことが、既存の施設に果たしてどれくらい期待できるのだろうか。また、職業訓練や教育等において被収容者の処遇に民間企業が関わっているが、ここに参加する企業はすでにPFI刑務所に参加している企業であり⁽⁵⁷⁾、ここで新たに民間のアイデアによる民間の創意工夫が発揮される可能性は極めて低い。もちろん一定

効果が検証されたプログラムを用いることは処遇の安定性に繋がるが、教材を利用するだけでは民間委託を行うことの意義が薄れてしまい、また、企業の独占にも繋がりがかねない。PFI刑務所で期待できるバリュー(V)が期待できないとすれば、残るのはマネー(M)だけであり、PFI刑務所と同様の効果は得られにくい。

五 今後の民間委託の在り方

以上のように刑事施設においては民間委託が進められている状況にあるが、現在の状況を踏まえた上、これからの民営委託の在り方を模索していく必要がある。

すでに述べたとおり、刑事施設は受刑者の処遇を行う場所であり、これは民間委託を行ったとしても変わりはない。しかし、今後、処遇の専門性が民間に移り、国は対価を支払い利用せざるを得ない状況になる可能性が十分にある⁽⁵⁸⁾。

公権力を使用する権限や最終的な責任が国にある以上、国は専門性を維持する必要があるとあり、処遇に關しても教育や研修等を通じて民間が作り上げたものを積極的に吸収するシステム作りが必要であると思われる。いくら民間委託を行ったりリスク管理が行われたとしても刑を執行することの最終的な責任は国にあることを忘れてはいけない。

もっとも、民間のアイデアやノウハウが必ず施設における委託の形を取る必要があるのかについては疑問が残るところである。その点、VFMは効率性の議論であり、必要性の議論ではないことには注意が必要であり、VFM⁽⁵⁹⁾があるからといって必要性が認められる訳ではない。

サービスの質が向上することで受刑者が社会復帰を果たした結果、再犯を減らすことができれば、バリュー(V)に対する評価は最大になる。その結果、自然とマネー(M)は最小限に収まり、これは司法手続全般のコスト抑制に繋がる。逆に、マネー(M)は最小限に留まったものの、サービスの質が従来よりも低下した結果、結果的に再犯が

増えてしまつては、バリュー（V）に対する評価とところか、そもそも得られるはずであったマネー（M）に対する評価でさえ無意味のないものになってしまう。これがコスト削減の要求に反してバリュー（V）の高さを求める理由である。もつとも刑事施設は受刑者を処遇する場所であり、これはPFI刑務所においても同様である。「VFMがある」としてもその根幹をなすのはバリュー（V）であり、マネー（M）ではない。

その点、PSCより多少コストがかかっても、それより遥かに高いサービスが期待されるような、【図1】の③、④の場合も今後の民間委託の在り方としては充分あり得ると考えられる。美祿センターの場合、入札したグループの中で提案内容評価が落札されたグループより高く、入札金額も予定金額に収まっていたグループがあった。今後はバリュー（V）がもつとも期待されるこのようなケースも刑事施設の運用に係ることを期待したい。

（1）「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI法」とする）」（平成十一年七月三〇日法律第一一七号）を利用した手法で、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的（第一条）としている。

（2）「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下、「公共サービス法」とする）」（平成一八年六月二日法律第五一号）第三条の三の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例に基づく委託である。

（3）黒羽刑務所は喜連川センター事業の一部としての委託と「公共サービス法」による委託の両方を実施している。また、加古川刑務所が播磨センター事業の一部として委託されている。なお、宮城及び福島刑務所においては市場化テストのモデル事業として平成一七年から平成一九年まで小規模な委託が行われていた。これに関しては法務省の平成一七年度一八年度の「宮城刑務所及び福島刑務所市場化テストモデル事業に係る実施方針・入札公告等の公表について」を参照。

（4）委託できる業務は、次のとおりである。①被収容者の識別のための身体検査の実施に係る業務、②金品の検査及び書籍等の内容に係る検査の補助に係る業務、③物品の引き渡し、④領置、管理に係る業務、⑤健康診断に係る業務、⑥被収容者等

- の行動の監視及び警備に係る業務（行動の制止及び有形力の行使を伴うものを除く）、⑦身体の検査及び反則行為の調査並びに所持品の一時保管に係る業務、⑧作業に関する技術上の指導監督の実施に係る業務、⑨矯正処遇に係る業務、⑩刑執行開始時及び釈放前の指導及び実施に係る業務、⑪職業訓練の実施に係る業務、⑫信書の検査の補助に係る業務、⑬発受を禁止した信書等の取扱い及び受刑者作成の文書図面に係る業務。「公共サービス法」第三条の三第一項第一号～第一三号（刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律等の特例）を参照。
- (5) 平成二三年七月一日閣議決定（公共サービス改革基本方針）において、委託業務の内容、被收容者の性質等に留意しながら、官民競争入札又は民間競争入札の対象の拡大等について平成二五年八月までに検討するとしている。三八頁参照。
<http://www5.cao.go.jp/koukyo/kinon/pdf/110715kinon.pdf>
- (6) 林眞琴他『逐条解説刑事収容施設法』有斐閣（二〇一〇）二五頁参照。
- (7) 第三〇条（受刑者の処遇の原則）受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。
- (8) 法務省「PFI手法による新設刑務所の整備・運営事業基本構想」一頁参照。
- (9) 法務省、美称社会復帰促進センター整備・運営事業「運営業務要求水準書（案）」二頁参照。
- (10) 犯罪のコストとは、犯罪により被害者及び社会が直接または間接的に被った損害の金銭的評価ならびに犯罪の防止、取締り及び犯罪者の処遇に関する私的及び公的費用をいう。土屋眞一「犯罪のコストについての考察」警察研究四四巻八号（一九七三）二四頁参照。
- (11) 土屋・前掲注（10）二六頁参照。
- (12) 杉田勝久「刑務作業の経済的目的——主として行刑費の償却について——」刑政六五巻六号（一九五四）四一八頁、仲里達雄「国家経済と刑務作業との結合について」刑政六八巻一〇号（一九五七）四七―五三頁、森靖雄「一九八〇年代経済の特徴と刑務作業への影響」刑政九一巻一、二、三、四号（一九八〇）四二―四九頁等を参照。
- (13) 太田達也「アメリカにおける矯正施設の民営化と我が国のPFI事業——課題と展望」ジュリストNo. 一三三三（二〇〇七）二二頁参照。
- (14) Brad W. Lundahl et al., *Prison Privatization: A Meta-analysis of Cost and Quality of Confinement Indicators*, *Research on Social Work Practice*, July vol. 19 no.4 (2009) 383-394p.

- (15) 구회입법조사처 『민영교도소의 운영실례와 개선과제』(二〇一一年)三二—三四頁参照。なお、韓国の民営刑務所を紹介したものとして、徐運在「民営刑務所の現状と課題——韓国のソマン(所望)刑務所を中心に——」法学政治学論究九五号(二〇一二年)一六三—一九七頁がある。
- (16) VFM (Value For Money) とは、投入した税金に対して創出される国民価値を表す概念で、より少ない税金でより高い質のサービスを提供することを意味する。実務上は、同水準の量と質の公共サービスを提供するにあたって、従来型の公共事業手法で実施する場合と P F I 手法で実施する場合のライフサイクルコストを現在価値ベースで比較し、P F I 手法で実施した場合に実現されるコスト縮減効果を示すものとして使われている。野田由美子『民営化の戦略と手法』(二〇〇四)九六頁参照。
- (17) 内閣府 P F I 推進委員会「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」平成一三年七月二七日(平成二〇年七月一五日改正)二頁参照。
- (18) 法務省、美称社会復帰促進センター整備・運営事業「民間事業者選定結果」六—七頁等を参照。なお、再度入札を行う際に事業提案の変更は行わないとしている。
- (19) ガイドライン・前掲注(17)参照。
- (20) ただし、この場合においては、期待できる公共サービスの水準の向上が何らかの方法により P S C や P F I 事業の L C C と同一の尺度で定量化できることが前提条件となる。ガイドライン・前掲注(17)二頁参照。
- (21) 法務省・前掲注(18)一〇頁参照。
- (22) ガイドライン・前掲注(17)三頁参照。
- (23) 法務省・前掲注(18)七—九頁参照。
- (24) 実際、美称及び喜連川センターの事業者の一つである小学館集英社プロダクションは処遇のための教材を開発し、販売している。小学館集英社プロダクションの矯正教育事業ホームページ(<http://www.shopto.co.jp/ce/>)を参照。
- (25) 「P F I 法」第八条第二項において、「……民間事業者の選定を行うに当たっては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする」と規定されており、総合評価方式が原則となっている。
- (総合評価値Ⅱ提案内容評価の得点(必須項目+加点項目)×入札価格)

- (26) 法務省、官民協働による刑務所の整備・運営事業、各事業の「事業者の選定について」を参照。
- (27) 刑事政策研究会座談会（佐伯仁志、金光旭、太田達也ほか）「PFI刑務所」論究ジュリスト二〇一二年夏号（二〇一一）二二八頁参照。
- (28) 刑事政策研究会座談会・前掲注（27）二三五頁参照。
- (29) 予期しない費用に苦しむ理由として、「①受託企業は入札を勝ち抜くために過度に厳しい予算を組んだ。②要求水準等から必要な費用を十分に読み込むことができなかった。③刑務所の運営が法や行政規則等で細かく規定されているため、民間の創意工夫が発揮しにくかった」ことを挙げ、国が独自にこの事業を行った場合の費用が五六五億円と試算されているというが、これを細目に至るまで公開してほしいと太田は述べている。太田幸光「民間事業者の取組」法律のひろば六二巻七号（二〇〇九）二五頁参照。
- (30) Corrections Corporation of America (CCA) と Wackenhut Corrections Corporation (WCC) という二社だけで、アメリカにおける全民営矯正施設の八割程度を担っている。Emerging Issues on Privatized Prisons: Bureau of Justice Assistance (2001) 4p.
- (31) これらの問題に疑問を提示しているものとして、山口直也「刑事施設に関する日本版PFI構造の問題点」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報第二号（二〇〇五）がある。PFI構造の目的が営利目的の民営化でなければ達成できないかというところではないとし、処遇に係る部分が営利追求型の民営化である必要はまったくないと主張する。三〇—三二頁参照。
- (32) 島根あさひセンターの場合、年間に県と浜田市で税収等が約七億二〇〇〇万円増えるほか、約一〇億円の波及効果と雇用増が見込まれるとする。田嶋義介「PFI刑務所と自治体の課題」『PFI刑務所の新しい試み——島根あさひ社会復帰促進センターの挑戦と課題——』（二〇〇九）一一八—一九頁参照。また、福田晋司、佐々木純「島根あさひ社会復帰促進センター——地域が刑務所を変える——」犯罪と非行No.一七二（二〇一一）一一八—一三四頁、地域雇用の創出については、地域ニュース「やまぐち経済月報」二〇〇八・四、八—九頁を参照。
- (33) 対象者の選定基準は「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について（依命通達）」第四条、別表三の注意事項を参照。
- (34) 喜連川センターにおいて所内の遵守事項に違反して懲罰を科された件数は、運営開始から一〇ヶ月を迎えた時点で月平均四〇件程度となっており、その内容は抗命、怠役、争論等と比較的単純で軽微な事案が多いとする。また、保護室への収容

- 件数は一四件であるが、同じ受刑者が数回にわたって収容されており、実人員は八人であるとする。室井誠一「喜連川社会復帰促進センターの現状と課題」刑政一九卷一〇号（二〇〇八）四九一五〇頁参照。
- (35) 望月靖「矯正医療の現状と課題について」刑政一二三卷一号（二〇一二）二七頁参照。
- (36) P F I 刑務所における再入者や準初犯の収容に関しては、宣善花「P F I 刑務所における被収容者の範囲についての一考察」法学政治学論究九五号（二〇一二）二五〇—二五一頁参照。
- (37) P F I 事業において重要なことは、民間事業者が効率性を重視した運営を提案し、公共がその提案を受け入れることにより、より充実した公共サービスが、「より適正な価格で」提供し続けられることが実現されることであると。歌代正「島根あさひ社会復帰促進センターでの民間事業者の取組」犯罪と非行 No. 一七二（二〇一二）一一五頁参照。
- (38) 花村氏は九割なり、九割五分なりのところまでいったほうが、経費的に効率的だということがあるとし、もつと収容率を上げるとはやっていかなければいけないと言及している。刑事政策研究会座談会・前掲注(27) 二三〇頁参照。
- (39) 会計審査院法第三四条の規定（会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関して意見を表示し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる）による是正の処置要求。概要等については会計検査院「社会復帰促進センターの運営事業における食材費について」(二〇一〇) 一一六頁参照。
- (40) 会計検査院「会計検査のあらまし」(二〇一二) 一三二頁及び四八九頁参照。
- (41) 会計検査院「社会復帰促進センターの運営事業における食材費について」五頁(二〇一〇) 参照。公共サービス法による委託費については(五)その他の委託のところで詳しく述べることとする。
- (42) 社会復帰促進センターの運営事業における食材費の処置状況について「実際の収容人員に応じた適切な食材費の支払いを行うこととなるよう契約を変更するため、各契約の受託事業者、給食事業者等の民間事業者と相当回にわたり協議を実施してきたが、いまだに合意を得るには至っていない。」と述べており、契約の変更はかたに困難なものであるのかを窺わせる。会計検査院「会計審査のあらまし」(二〇一二) 四四八頁参照。
- (43) 宣・前掲注(36) 二四八—二四九参照。
- (44) 最先技術を紹介したものとして、竹島昌弘・掛川誠の「美祿社会復帰促進センターについて」⑥——最先技術の刑務所運用への応用」(特集・新しい刑務所運営) ジュリスト No. 一三三三三(二〇〇七) 五九—六六頁を参照。

- (45) 女性収容施設は保安上、警備上のリスクが男子施設より少ないことが前提となっているようである。青野友美「女性受刑者と刑事収容施設法——受刑者処遇法施行から一年を迎えて」罪と罰第四四卷三号(二〇〇七年) 一八頁参照。
- (46) 坂井勇「統計で見る平成年間の矯正」(二〇一二) 一一頁参照。
- (47) 赤池一将「日本版PFI刑務所をめぐる素朴な問い」刑法雑誌四八卷三号(二〇〇九) 一六七頁参照。
- (48) 刑事政策研究会座談会・前掲注(27) 二二九頁参照。
- (49) 吉野智「PFI手法による官民協働の新たな刑務所の整備について」ジュリストNo.一三三三号(二〇〇七) 三頁、澤田健一「公共サービス改革法の成立を受けて——刑事施設の官民協働のあり方」刑政一二〇卷一〇号(二〇〇九) 五九頁、室井誠一「PFI刑務所の現状と課題」法律時報八〇卷九号(二〇〇八) 四〇頁、赤池・前掲注(47) 四九四頁、木村昭彦「播磨社会復帰促進センターの概況——運営に特化したPFI施設——」矯正講座三一号(二〇一一) 五九頁等を参照。
- (50) 大峰隆義「美祿社会復帰促進センターの現状と課題」刑政一一九号一〇号(二〇〇八) 三七頁参照。その他、職員負担軽減の効果について疑問を示しているものとしては、西田博「PFI刑務所の現状と公共サービス改革法による民間委託」刑政一二〇卷一〇号(二〇〇九) 一九頁を参照。
- (51) 国職員に関しては、法務省、喜連川社会復帰促進センター等運営事業「業務区分表(組織図)」、民間職員に関しては、室井・前掲注(34) 四七頁を参照して作成したものであるため、実際の人数とは異なる可能性がある。
- (52) 総務(庶務、経理事務支援、運転、情報システム管理)、維持運営(建築物保守管理、建築設備運転、監視、修繕)、収容関連サービス(給食、衣類、寝具の提供、購買、理容、日用品の給貸与、職員食堂運営) 室井・前掲注(34) 四七頁を参照。
- (53) 法務省「刑事施設の運営業務民間競争入札実施要項」平成二二年一月四日一頁参照。
- (54) 法務省・前掲注(53) 四一五頁参照。
- (55) 内閣府「入札管理小委員会における審議の結果報告平成二二年度刑事施設の運営業務」平成二二年一月四日、及び森田裕一郎「官民協働刑務所の課題と今後の展望」刑政一二三卷八号(二〇一二) 二〇—二二頁等を参照。
- (56) 実際、「民間事業者による公共サービスの実施状況について」平成二三年度と平成二四年度を比較すると成果分に対する支払額が年度によって異なっていることが確認できる。
- (57) 静岡、笠松、黒羽刑務所において作業業務、職業訓練業務、教育業務、分類業務を行う四社中、三社(三井物産株式会社、エームサービス株式会社、株式会社小学館プロダクション)は喜連川センターの参加企業である。

- (58) たとえば、島根あさひセンターにおける委託の前後に想定される作業及び教育担当の職員数を比較すると、委託前は二十七人と一人であったものが、委託後には各二人となっており、直接処遇に係るよりは監督役としての配置であるように思われる。法務省、島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業「業務区分表（組織図）」参照。
- (59) ガイドライン・前掲注（17）三頁参照。

宣 善花（ソン ソナ）

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
専攻領域 刑事政策
主要著作 「PFI刑務所における被収容者の範囲についての一考察」『法学政治学
論究』九五号（二〇一二年）